

令和 9 年度税制改正に関する要望

－日本経済の潜在力解放や変革への挑戦を後押しする税体系の構築に向けて－

2026 年 9 月



一般社団法人
全国銀行協会

目 次

1. 未来につながる成長エコシステムの構築	- 3 -
<地域金融力の強化等による中小企業等の事業承継・成長支援>	- 4 -
(1) 地域金融力の強化に資する税制上の措置：重点要望項目	- 4 -
(2) 中小企業における事業承継の円滑化および成長支援に資する税制上の措置：重点要望項目 ..	- 6 -
<資産運用立国の実現に向けた取組みの発展>	- 8 -
(3) NISA 制度の拡充・利便性の向上等	- 8 -
(4) スタートアップの資金調達に資する税制上の措置	- 10 -
(5) 確定拠出年金税制の拡充等	- 13 -
(6) 家計の資産形成を支援する各種税制措置	- 16 -
(7) 特定口座の利便性向上等	- 17 -
(8) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大	- 18 -
<GX を通じたカーボンニュートラルの実現>	- 19 -
(9) カーボンニュートラル実現に向けた税制の見直し	- 19 -
<住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等>	- 21 -
(10) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等	- 21 -
<世代間の資産移転を通じた若年層による子育て等の支援>	- 23 -
(11) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長	- 23 -
2. 信頼性と利便性を両立する金融インフラの革新と実装	- 24 -
<DX の推進による納税実務の効率化>	- 25 -
(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進	- 25 -
(2) デジタルを活用した各種税務手続きの効率化等	- 27 -
<納税環境整備>	- 28 -
(3) 税務署とのやり取りの電子化・効率化	- 28 -
3. 金融界の社会的責務を果たす健全かつ強靱な金融システムの共創 ..	- 29 -
<BEPS に関する国内法制化対応>	- 30 -
(1) BEPS 防止に向けたわが国における「国際最低課税」への対応等	- 30 -
(2) 外国子会社合算税制の抜本的な簡素化等	- 34 -
<グローバルな投資・事業活動の促進および国際競争力の維持・向上>	- 36 -
(3) クロスボーダー投資の円滑化等に資する租税条約に係る所要の見直し	- 36 -
(4) 外国子会社から受領する配当・利子に係る益金不算入制度の拡充	- 38 -
(5) 外国税額控除制度の拡充等による二重課税排除の徹底	- 40 -
(6) 米国の FATCA への対応等に係る実務負担の緩和	- 42 -
(7) 税会不一致の解消および実務負担軽減に資する税制上の措置	- 44 -
<金融取引活性化に向けた障壁の撤廃>	- 46 -

(8) 安定的な外貨調達やヘッジ機能の維持に資する税制措置.....	- 46 -
(9) 投資法人等の導管性要件の緩和等.....	- 49 -
<金融機関および金融システムの健全性確保に資する税制措置の拡充>.....	- 51 -
(10) 金融機関の健全性確保に資する税制措置の拡充.....	- 51 -
(11) 銀行等の破綻処理の迅速化・多様化に資する税制措置.....	- 52 -
<社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化>.....	- 53 -
(12) 組織再編税制等の拡充.....	- 53 -
(13) グループ通算制度の見直し.....	- 55 -
(14) 受取配当等の益金不算入制度の見直し.....	- 57 -

1. 未来につながる成長エコシステムの構築

わが国経済は、価格転嫁や賃上げが継続し、デフレ経済からの脱却に向けた転換点にある一方、通商政策、地政学リスク、資源価格・為替の変動、人手不足等により、先行きに不確実性が残る。こうした中、「強い経済」と豊かな国民生活を実現するためには、企業の成長投資を後押しし、金融機関・市場を通じて家計の金融資産を成長投資へ循環させ、その成果を家計に還元することが不可欠である。

こうした好循環が資産形成やさらなる成長投資につながるよう、企業、家計、金融機関、市場、アセットオーナー等がそれぞれの機能を発揮する成長エコシステムの構築が必要である。そのため、各主体の投資や資産形成を促す観点から、家計の資産形成、企業の成長投資、地域経済の活性化、社会課題の解決を一体的に後押しする税制対応が求められる。

政府は、「資産所得倍増プラン」や「資産運用立国実現プラン」等を通じて、家計の資産形成および企業の成長投資を促す政策を進めてきた。さらに、金融庁が2025年12月に公表した「地域金融力強化プラン」では、地域金融機関が地域企業の価値向上や地域課題の解決に貢献する観点から、M&A・事業承継、事業再生、成長企業支援、投資専門会社を通じた資本性資金の供給促進等の方向性が示されている。また、2026年7月に政府が公表した「成長投資を促進するための金融戦略」でも、金融機関・市場の機能や地域金融力の強化、家計の安定的な資産形成の促進等を通じた資金の好循環を強化する方向性が示されている。

銀行が地域金融力を適切に発揮していくうえでは、融資にとどまらず、投資専門子会社等を通じて、中小企業の事業承継・再生や成長投資を支える資本性資金の供給を促進し、伴走支援を行っていくことが不可欠であるが、出資先が中小企業向け税制の適用対象外となれば、資本性資金の受入れを阻害しかねない。したがって、投資専門子会社を通じた出資については、出資先がいわゆる「みなし大企業」に該当しないよう、必要な措置を講じるべきである。

また、事業承継は、単なる事業継続にとどまらず、後継者による経営改革や投資等を通じて、企業の「稼ぐ力」を高める重要な機会である。中小企業の円滑な世代交代や経営資源の集約、承継後の生産性向上・成長投資を後押しする観点から、法人版事業承継税制の特例措置に代わる新たな措置を創設する必要がある。

加えて、家計の資産形成を支援する観点から、NISA制度の拡充・利便性の向上や企業型DC・iDeCo等の拡充を図るとともに、本邦のイノベーション促進に貢献するスタートアップへの資金供給の拡大に資する税制措置も重要である。

さらに、若年層・子育て世帯等の住宅取得を支援する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の維持・拡充を図るべきである。

＜地域金融力の強化等による中小企業等の事業承継・成長支援＞

(1) 地域金融力の強化に資する税制上の措置：重点要望項目

- 銀行等の投資専門子会社による出資に関して、当該出資先企業を「みなし大企業」から除外すること。

わが国においては、各地域において人口減少・少子高齢化が進行し、地域企業における人手不足や後継者不足も深刻化しつつある。こうした中、地域金融には、地域企業を資金繰り支援等によって下支えすることにとどまらず、内外のプレイヤーと連携しつつ、中堅企業等による研究開発、設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面から後押しすることなどを通じて、地域経済に貢献する力、すなわち「地域金融力」を発揮していくことが強く期待されている。

各地域には、ビジネスを全国あるいは海外へ展開し得る潜在的な成長力を有する企業が数多く存在しており、こうした企業による革新的な研究開発や設備投資、戦略的な事業買収を地域金融機関が後押しし、その成長を実現することは、地域経済の活性化の観点からも重要である。

2026年7月に政府が公表した「成長投資を促進するための金融戦略」においても、「地域金融機関が、地域経済の『要』として地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるよう、投資銀行機能、メインバンク機能、地域への貢献力等から成る地域金融力を強化する」との方向性が示されている。

地域企業の価値向上と地域課題の解決を通じて地域経済の活性化を実現するためには、融資による資金供給に加え、成長投資や事業再生・事業承継を支えるリスクマネー（資本性資金）の供給が重要であるが、銀行には、原則として、出資先企業の議決権保有を5%以下に制限する規制が課されている。

ただし、この議決権保有制限の例外として、銀行等の投資専門子会社は、銀行法令に定める要件を満たす事業再生会社、事業承継会社、ベンチャービジネス会社、地域活性化事業会社等に対し、会社の類型に応じた一定の要件および保有期間の下で、議決権の100%まで保有することが可能とされている。

こうした制度の下、銀行等の投資専門子会社は、資本性資金の供給やハンズオン支援を推進しており、地域企業の自己資本を補完し、事業再生・事業承継、成長投資および経営資源の集約等を後押しするうえで重要な役割を果たしている。

一方、銀行等の投資専門子会社が、資本金等が1億円以下の地域企業の発行済株式等の2分の1以上を単独で保有する場合等には、一般の事業会社（大規模法人）による出資と同様に、出資先企業がいわゆる「みなし大企業」に該当し、それまで利用できていた中小企業向け税制措置の適用ができなくなる場合がある。

しかしながら、銀行等の投資専門子会社による出資は、一般の事業会社による出資とは異なり、銀行法制上、出資対象や出資期間に一定の制約が設けられた枠組みの下で行われるものであり、出資先企業を恒久的に支配したり、自らの事業系列に組み込むことを目的とするものではない。

投資専門子会社が資本性資金を供給した結果として、当該出資先企業が「みなし大企業」に該当し、中小企業向け税制措置の活用が制限されることとなれば、地域企業の自己資本の充実や成長投資等を支援するという政策目的との間に、制度上の不整合が生じるおそれがある。

したがって、銀行グループによるリスクマネー供給を通じた地域企業の事業再生・事業承継、成長投資および経営資源の集約等を促進する観点から、銀行等の投資専門子会社による出資については、出資先企業に係る中小企業向け税制措置の適用対象である中小企業者の判定において、例えば当該投資専門子会社を大規模法人に該当しないものとして取り扱うこととするなど、「みなし大企業」の判定対象から除外するための措置を講じるよう要望する。

加えて、グループ通算制度を適用している銀行グループにおいて、銀行が投資専門子会社を通じて企業の発行済株式等の全部を取得した場合には、当該企業は、原則として通算子法人として同制度の適用対象となる。その結果、出資先の中小企業にも銀行グループと同様の納税実務が必要となり、人員・体制面で大きな事務負担が生じる。

投資専門子会社による出資は、事業再生、事業承継、成長支援等を目的とした時限的な資本参加であり、出資先企業を恒久的に銀行グループへ組み入れることを目的とするものではない。

したがって、地域企業に対するリスクマネーの供給を阻害しない観点から、投資専門子会社が出資する企業については、グループ通算制度の適用対象外とすべきである。

(2) 中小企業における事業承継の円滑化および成長支援に資する税制上の措置：重点要望項目

- 法人版事業承継税制（特例措置）に代わる特例措置を創設するなど、経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じた成長の実現に資する措置を講じること。

わが国の企業全体の 99% を占める中小企業は、地域経済や雇用を支える重要な主体であり、その事業基盤や技術・ノウハウを次世代に円滑に引き継いでいくことは、地域の活力維持・向上の観点から極めて重要である。特に、物価高、人手不足、賃上げへの対応、デジタル化・省力化投資の必要性など、中小企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、事業承継は単なる事業継続にとどまらず、経営者の若返りを契機として、経営革新、生産性向上、成長投資を実現する重要な機会となっている。

このような中、中小企業経営者から次世代経営者への引継ぎを支援する事業承継税制のうち、いわゆる「法人版事業承継税制」については、平成 30 年度税制改正において、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上を支援する観点から、10 年間の贈与・相続に適用される特例措置（適用期限：2027 年 12 月末）が創設され、猶予対象株式数の上限撤廃や納税猶予割合の引上げ等の抜本的な拡充が行われた。

中小企業庁においては、「中小企業の親族内承継に関する検討会」を設置し、より使いやすい税制への見直しに向けて、事業承継税制の特例措置の適用期限後のあり方や後継者育成について検討が進められている。こうした議論では、制度利用を躊躇する要因として、特例措置の利用に際して求められる手続き・要件の煩雑さや、納税猶予期間が長期にわたることによる不確実性から、後継者が前向きな投資に踏み切りにくいことなどが挙げられている。

については、特例措置の適用期限到来後においても、円滑な世代交代や事業継続に支障が生じることのないよう、同措置に代わる新たな特例措置を創設するなど、経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じた成長の実現に資する措置を講じるべきである。

具体的には、企業ごとの実情に応じた柔軟な承継を可能とする観点から、猶予対象株式数（特例措置：議決権に制限のない株式等について、上限なし）や納税猶予割合（特例措置：贈与・相続ともに 100%）について、現行の特例措置と同等の水準とすることを要望する。

また、長期にわたる納税猶予が制度利用や成長投資・賃上げを躊躇させる要因とならないよう、例えば、納税猶予によって確保された資金を賃上げ、設備投資、人材投資、地域貢献等に活用する中小企業については、一定の要件の下で、納税猶予税額を免除することや、株式の評価額を一定割合減額する制度等を含めた措置を講じることを要望する。

さらに、中小企業の事業承継後には、グループ内再編や第三者 M&A を伴う組織再編の必要性が高まっているが、現行の事業承継税制では、どのような組織再編が納税猶予の取消事由に当たるかが分かりにくく、税務リスクへの懸念から制度利用や必要な再編が見送られるおそれがあることから、(a)組織再編の類型ごとに、納税猶予が継続される場合と猶予期限が確定する場合を明確化すること、(b)事業継続や雇用維持に支障がない組織再編については、一定の要件の下で納税猶予の継続を認めること、(c)再編前の資本金を限度としたうえで、特例承継後の株式交換や株式移転等の組織再編後に無償減資を行う場合についても、再編を行わず減資をする場合と同様に、猶予期限の確定事由に該当しない取扱いとすることを要望する。

加えて、より利便性の高い制度とすることで事業承継を促し、中小企業経営者の承継手段の選択肢を広げ、地域経済の活性化や雇用の維持につなげる観点から、株式の信託を利用した事業承継についても、一定の要件の下で事業承継税制の適用対象とすること（後継者の筆頭株主要件への信託の追加等）を要望する。

なお、国税庁の「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」においても、会社規模等に応じた評価体系や評価方式の見直しについて、事業承継との関係も踏まえた議論が行われている。この見直しにより、幅広い企業に影響を及ぼす可能性があることから、評価の適正性や公平性を確保しつつ、企業の成長や円滑な事業承継がしっかり担保されるよう、見直しによる影響や事業者の懸念を十分に踏まえた慎重な検討が行われることが重要である。

＜資産運用立国の実現に向けた取組みの発展＞

(3) NISA制度の拡充・利便性の向上等

- ① 全世代の国民の安定的な資産形成の促進に資するよう、対象商品を追加するなど、NISA 制度のさらなる拡充を図ること。
- ② NISA に関する事務手続きを簡素化・合理化するなど、お客さまおよび金融機関の利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じること。

2014年に開始したNISA制度は、2016年開始のジュニアNISAおよび2018年開始のつみたてNISAを経て、2024年から新制度が開始された。新制度開始後も、若年層を含めた幅広い世代や所得階層にわたってNISAの利用が広がっており、5人に1人がNISA口座を保有する状況となっている（2025年12月末時点の総口座数は約2,820万口座、累積買付額は約71兆円）。令和8年度税制改正においても、つみたて投資枠の対象年齢撤廃や、10年経過時（その後5年経過毎）に行う所在確認の簡素化など、一層の充実に向けた措置が講じられており、今後も、あらゆる世代における長期・安定的な資産形成への関心の高まりを受け、利用者数は引き続き拡大していくものと見込まれる。

このような中、2026年7月に政府が公表した「成長投資を促進するための金融戦略」では、2040年度までに、家計金融資産に占める株式・投資信託・債務証券の割合を40%とする（2025年3月末：約23%）目標が掲げられており、わが国経済の自律的・持続的な成長に向け、中長期的にリスクマネーの循環を活性化していく観点からも、NISA制度のさらなる拡充・利便性向上を通じて、家計の安定的な資産形成を促進していくことが重要である。

具体的には、個々人のライフプラン・年齢・資産背景等により異なる様々な運用ニーズに応えつつ、上記政府方針を実現するため、金融機関の事務・システム面および導入コスト等の負担にも配慮したうえで、対象商品を追加することを要望する。

例えば、毎月分配型ファンドや、デリバティブをリスク管理等の観点から活用するファンドについても対象商品とすることが考えられる。

具体的には、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引を利用しているファンドは対象外とされているものの、デリバティブはリスク管理やリスク・リターンの向上を図るために幅広く活用されていることから、NISAへの組入れに当たっての要件については、利用できないものを列挙する方式とするなど、長期的な資産形成に資する商品が幅広く対象となるよう見直すべきである。

また、NISAに関する事務手続きを簡素化・合理化するなど、お客さまおよび金融機関のさらなる利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じることを要望する。

具体的には、口座開設時のお客さま・金融機関等のさらなる利便性向上および負担軽減を図るため、(a) 預金口座開設済のお客さまがNISA口座・特定口座を開設する際の本人確認書類の提示・確認義務を、マイナンバー届出先に限り、免除・緩和すること、(b) NISA口座開設申請等のデータ作成において氏名および住所の記載を不要化すること、(c) 非課税口座開設届出書等の記載事項を削減すること、(d) 金融機関変更時における受入側金融機関への廃止通知書等の提出を不要化すること、を要望する。

さらに、NISAで金融商品を購入した際、金融機関等の事務誤り、システム障害等のやむを得ない事由により金融商品の受渡が翌年に属した場合や、翌年に事故が発覚し修正を要する場合など、お客さまに帰責しない事由により当年の受渡が不能となったケースにおいては、過年度に遡及した戻し入れを可能とすることを要望する。

加えて、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）」の制度にもとづき金融機関が取得した最新の氏名等について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じることを要望する。

(4) スタートアップの資金調達に資する税制上の措置

- ① オープンイノベーション促進税制のさらなる拡充等を行うこと。
- a. 投資先である純粋持株会社について、その完全子会社が「特別新事業開拓事業者」に該当する場合には、「特定株式」の範囲に、当該純粋持株会社の株式を含めること。
 - b. M&A 型における特別勘定の取崩し時の取扱いについて、一定の要件を満たした場合には益金算入を不要とすること。
 - c. 継続保有要件を緩和すること。
- ② 上場ベンチャー投資法人の導管性要件である「支払配当要件」を緩和すること。

社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会の実現に貢献するスタートアップを生み育てるエコシステム（スタートアップ・エコシステム）を創出することは、わが国におけるイノベーションを加速させ、産業の新陳代謝を促していくうえで不可欠であり、スタートアップの果たす役割は重要性を増している。

2022 年 11 月に政府が策定した「スタートアップ育成 5 か年計画」の推進により、わが国のスタートアップ数は 25,000 社となり、計画策定前（2021 年）の 16,100 社から約 1.5 倍に増加したほか、ユニコーン予備軍も約 3 倍となるなどスタートアップ・エコシステムは着実に発展している一方、スタートアップへの投資額やユニコーン数については、「5 か年計画」の目標にはまだ遠く、スケールアップのための資金供給の強化は引き続き大きな課題となっている。

2026 年 7 月に政府が公表した「日本成長戦略」においても、5 か年計画を抜本強化するため、同年 5 月に取りまとめられた「スタートアップ総力創出パッケージ」を着実に実行するとの方向性が示されたうえで、「5 か年計画」で掲げたユニコーン数の目標（100 社）とスタートアップ数の目標（10 万社）、スタートアップへの投資額の目標（2027 年度に 10 兆円規模）の実現を目指すこととされている。

スタートアップへの資金供給を円滑化するためには、国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル（VC）を通じてわが国のスタートアップに供給される流れを拡大することが重要であるが、足下、VC の資金調達額は国際的にも伸び悩んでおり、上記目標を達成するうえで、スタートアップへの資金供給体制や、創業したスタートアップの成長を後押しするための制度整備を抜本的に強化することが不可欠である。

このような中、経済産業省は 2026 年 5 月に「スタートアップ M&A ガイダンス」を策定・公表し、スタートアップの M&A 活性化に向けた取組みを推進していく

ほか、東京証券取引所は、スタートアップ企業等が上場する「グロース市場」の上場維持基準を厳格化する方針（10年経過後に時価総額40億円以上→5年経過後に時価総額100億円以上）を明らかにしており、こうした施策と併せ、M&Aを含む出口戦略の多様化に資する取組みも重要となる。

スタートアップへの投資に関しては、令和2年度税制改正において、国内事業会社やその国内コーポレートベンチャーキャピタル（CVC）がスタートアップの新規発行株式を取得した場合に、一定の要件の下で、その取得価額の25%を所得控除できる「オープンイノベーション促進税制」が創設された。

その後、令和5年度税制改正では、既存企業によるスタートアップへのM&Aを後押しする観点から、発行済株式を取得し、その取得により議決権の過半数を有することとなる場合を対象とするM&A型（マジョリティ型）も創設された。さらに、令和8年度税制改正では、株式取得日から3年以内に議決権の過半数を有することが見込まれる場合に、議決権割合50%以下かつ一定額以上の発行済株式を取得するM&A型（マイノリティ型）についても、取得価額の20%を所得控除できるとされるなど、制度の拡充が行われてきた。

オープンイノベーション促進税制は、国内事業会社等によるスタートアップへの投資を通じて、新事業の開拓や生産性の向上につながるオープンイノベーションを促進することを目的としたものである。今後も、スタートアップ・エコシステムの発展に向けて、スタートアップが有する革新的な技術やビジネスモデルの事業化・成長を後押しすることが重要である。

現行のオープンイノベーション促進税制では、対象となるスタートアップについて、産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者のうち、特定事業活動に資する事業を行う「特別新事業開拓事業者」に該当することが求められている。このため、直接の出資先が純粋持株会社であり、当該持株会社自らが特定事業活動に資する事業を行っていない場合には、その完全子会社である事業会社が当該事業を行っていたとしても、当該持株会社が「特別新事業開拓事業者」に該当せず、その株式も本税制の対象となる「特定株式」に該当しない可能性がある。

しかし、スタートアップにおいては、純粋持株会社を親会社とし、その子会社が実際の事業活動を担うグループ形態を採用することも少なくない。このような場合において、出資の効果が実際に事業を行う子会社に及び、当該子会社において特定事業活動に資する事業が行われるなど、グループ全体として本税制の趣旨に沿った投資であると認められるときは、これを制度の対象とすることが適当である。

したがって、「特定株式」の範囲に、「特別新事業開拓事業者」との間に完全支配関係がある親法人の株式についても、一定の要件を満たすものを含める措置を講じるべきである。

また、現行制度では、対象株式の取得時に取得価額の一定割合について特別勘定を設けることにより所得控除が認められる一方、対象株式について配当を受けるなど一定の事由に該当した場合には当該特別勘定を取り崩し、益金算入する必要がある。

この点、M&A 型については、一定の成長要件等を満たした場合であっても、将来、配当や対象株式の譲渡等が行われた際には特別勘定を取り崩す必要があり、税制上の効果は基本的に一時的な税負担の繰延べにとどまる。については、新規出資型と同様に、一定期間の継続保有その他の要件を満たした場合には、その後の特別勘定の取崩しによる益金算入を不要とし、制度適用時に見込まれる税制上の効果について十分な予見可能性を確保できる制度とすることを要望する。これにより、買収価額の検討時にも税制上の効果を織り込みやすく、スタートアップ M&A の促進につながるものと考えられる。

加えて本税制では、新規出資型では3年以上、M&A 型では5年以上の継続保有が見込まれることが要件とされている。一方で、完全支配関係にあるグループ法人間で行われる株式の譲渡、適格現物分配その他の適格組織再編等による株式の移転については、グループ外への投資回収または売却とは異なり、経済的実態としては投資の継続性が維持されている場合がある。

したがって、完全支配関係にあるグループ法人間における株式の移転について、移転後も取得株式の保有およびオープンイノベーションに向けた取組みが継続されるなど、投資の継続性が実質的に維持されている場合には、例えば、移転先法人への特別勘定の承継を認めるなど要件を緩和することを要望する。

このほか、上場ベンチャーファンドは、少額の資金で投資可能かつ換金の場合が確保されることから、個人投資家にもスタートアップへの投資を容易とするものであるが、現在、本邦で上場しているベンチャーファンドはゼロである。この要因の1つとして「支払配当要件」（配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること）が考えられる。

スタートアップへの投資の特性上、IPO（新規株式公開）まで達する案件は一部であり、相応の割合の投資先で損失が発生し得る。このため、ベンチャーファンドが成長し継続的に上場するためには、IPO を果たした投資先から得たキャピタルゲインを次の案件に再投資する必要があるが、支払配当要件により、利益の大半が配当として流出し、十分な再投資ができない構造となっている。

については、上場ベンチャーファンド市場を活性化し、個人を含む幅広い投資家に対して投資機会を提供するためにも、支払配当要件を撤廃するか、少なくともその水準を引き下げる措置を講じることを要望する。

(5) 確定拠出年金税制の拡充等

- ① 確定拠出年金について、拠出限度額の撤廃を行うこと。
- ② 撤廃が難しい場合には、拠出限度額の引上げや、一定年齢以上の加入者を対象として追加的な拠出枠（キャッチアップ拠出枠）を設けること。
- ③ 加入者の属性により異なる拠出限度額について、統一・簡素化を行うこと。
- ④ 確定拠出年金制度のさらなる普及に向けて、各種要件を緩和すること。
 - a. 脱退一時金の支給要件を緩和すること。
 - b. 退職一時金制度から確定拠出年金への資産の移換要件を緩和すること。
 - c. 第3号被保険者が加入する iDeCo について、その者と生計を一にする者が掛金を拠出した場合の税制優遇措置を設けること。
- ⑤ 確定拠出年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

わが国の公的年金と私的年金はいずれも、高齢期における国民生活の安定を図ることが目的とされている。

公的年金については、概ね100年先までを見通し、年金財政の健全性を検証する財政検証の結果が2024年7月に公表されており、いずれの想定ケースにおいても、将来の所得代替率（現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率）は政府が目安とする50%を確保することが可能と見込まれている。

しかしながら、社会・経済の先行きは不確実性が高いほか、人生100年時代の長生きリスクも踏まえると、「資産寿命」を延ばし、国民がより豊かな老後生活を実現するうえで、自助努力による所得確保を後押しする私的年金、とりわけ確定拠出年金制度が果たす役割の重要性は高まっている。

このような中、財政検証の結果も踏まえ、2024年12月、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、約2年間の議論を総括した整理がなされたほか、令和7年度税制改正では、企業型DCおよびiDeCo等の拠出限度額の一定の引上げや、iDeCoの加入可能年齢の引上げ等が決定され、2025年6月に成立した年金制度改革法等により、2026年12月1日から施行されることが確定している。

他方で、確定拠出年金制度の加入者数は約1,225万人（2025年3月末時点）と、NISA口座の総数の2分の1に満たない状況となっており、2026年7月に公表された「成長投資を促進するための金融戦略」では、「様々な要因により一定の年代まで十分な資産形成ができない場合があることも考慮しつつ、加入者の拠出実態や諸外国の制度、NISAとの関係等を踏まえ、あるべき拠出限度額の水準や枠組みについて、次期年金制度改革までに検討し、その結果にもとづき必要な対応を図る」、「企業型DC・iDeCoは、NISAと比べ多数の主体が関与する制度である

という実態を踏まえ、手続の簡素化やコストの低減に繋げるよう、制度の効率化・シンプル化に向け、大胆な改革を次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき所要の改正を行う」等の方針が示されている。

近時のわが国の消費者物価指数は高い伸び率で推移し、特に食料品の物価高は社会問題となっており、国民が自助努力によりその影響に適切に対応し、実質的な資産価値の維持・向上を図るためには、インフレ耐性のある資産形成手段である確定拠出年金のさらなる拡充が検討されるべきである。

とりわけ、個々人のライフプランや将来設計は多様であることを踏まえ、老後に必要となる資金を計画的かつ十分に積み立てることが可能となる制度的枠組みを整備する観点から、拠出限度額を撤廃することを要望する。

拠出限度額の撤廃が難しい場合には、拠出限度額をさらに引き上げるとともに、若年期に十分な拠出ができなかった場合でも、所得や家計に余裕が生じやすい退職前の時期に拠出を増額し、老後に向けた資産形成の遅れを補うことができるよう、退職準備世代など一定年齢（例えば50歳）を対象として、通常の拠出限度額に上乗せして追加的な拠出を行うことができるキャッチアップ拠出枠を設けることを要望する。

さらに、現在は加入者の属性（第1～3号被保険者）によりiDeCoの拠出限度額が異なっており、令和7年度税制改正で企業型DC・確定給付企業年金（DB）等の事業主掛金を控除した残余枠への拠出を認める「穴埋め型」が導入されたものの、特に第2号被保険者にとって自らの拠出限度額が分かりにくい仕組みとなっていることが制度の普及を妨げているとみられる。

こうした点を踏まえ、拠出限度額の枠組みを簡素化することを要望する。具体的には、企業型DC、DB等およびiDeCoを1つの共通枠で合算管理する現行の仕組みを見直し、iDeCoについて企業年金とは別の共通拠出枠を設ける「別枠管理」を導入することなどが考えられる。

また、確定拠出年金制度のさらなる普及を促す観点からは、各種要件を緩和することで制度の利便性を向上させることも重要である。

具体的には、(a)脱退一時金の支給要件を緩和する（追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の創設等を行う）こと、(b)退職一時金制度から確定拠出年金への資産の移換要件を緩和する（加入者単位での確定拠出年金への移管を認める、「一括移換」や「分割移換」の年数を拡大する）こと、(c)第3号被保険者が加入するiDeCoについて、その者と生計を一にする者が掛金を拠出した場合の税制優遇措置を設けること、についても併せて検討されるべきである。

加えて、本邦の確定拠出年金制度等は、欧米における同種の年金制度と異なり、運用時に課税（特別法人税）することとされている。現在は、令和８年度税制改正により、2029年３月末まで課税が停止されている状況であるが、実際に課税がなされれば、企業の掛金負担の増加や給付額の減少につながりかねない。こうした負担の可能性は制度普及を阻害する要因にもなり得ることから、特別法人税を撤廃すべきである。

このほか、事業主が、従業員が加入する iDeCo に対して掛金を上乘せ拠出できる、中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）については、関係者のシステム対応や実務上のフイージビリティを考慮したうえで、従業員数の要件（300 人以下）を緩和するなどして、利用可能な中小企業の裾野を広げていくことも考えられる。

(6) 家計の資産形成を支援する各種税制措置

- ① 外貨預金のほか、一定の要件を満たしている非上場株式、私募投資信託について、上場株式等と同様に、特定口座での取扱いを認めること。
- ② 外貨預金を原資として、同一通貨建ての外貨建て運用商品に投資した場合について、為替差損益の認識を不要とすること。

家計による資産形成やお客さまの利便性向上を促進する観点から、上場株式等との損益通算が可能であり、確定申告手続き等の税務処理が不要な「特定口座（源泉徴収あり）」を利用できる投資商品を拡充することが望ましい。

例えば、簿価や含み損益に関する管理等が煩雑な外貨預金のほか、証券会社が運営する私設取引システム（PTS）で取扱いのある非上場株式、株主コミュニティ制度（証券会社が非上場株式の銘柄ごとにコミュニティを組成し、コミュニティ参加者間で取引を行う制度）の対象銘柄、特定投資家私募制度を活用した投資信託等について、特定口座での取扱いを認めることを要望する。

特に、個人の資産形成手段として定着している外貨預金の為替差益は雑所得に分類され、最高45%の累進課税方式が適用されている（住民税とあわせて最高55%）。他の金融商品と比較して不利な取扱いとならないよう、制度の適切かつ柔軟な見直しが求められる。

さらに、外貨預金を原資とする同一通貨建ての外貨建て運用商品（投資信託、債券等）への投資については、投資家の税務申告に係る負担を軽減し、投資促進を図る観点から、為替差損益の認識を不要とすることを要望する。

(7) 特定口座の利便性向上等

- ① 「特定口座異動届出書」等の届出書について、整理・保存要件を緩和すること。
- ② 特定口座に関する納税手続きについて、効率化に資する所要の措置を講じること。

特定口座は、金融機関が上場株式等の譲渡損益等を計算し、年間取引報告書を作成することにより、投資家の確定申告や納税に係る事務負担を軽減する制度であり、家計の安定的な資産形成を支える重要な金融インフラである。特に、源泉徴収ありの特定口座については、原則として確定申告が不要となるなど、投資家の利便性向上に大きく寄与している。一方で、特定口座に係る各種届出書については、金融機関において厳格な整理・保存が求められており、口座数の増加や取引の多様化に伴い、書類管理や確認事務に係る実務負担が増加している。とりわけ、「特定口座異動届出書」等の届出書について、受付方法は「電磁的記録または書面のいずれか」とされているが、金融機関の事務負担を軽減する観点から、書面で受け付けた記載内容をシステムへ電磁的に記録・保存する場合には、書面の整理・保存は不要とするよう要件を緩和すべきである。

また、特定口座に関する納税手続きについても、国税および地方税に係る納付書の作成・提出・管理等に多くの実務負担が生じている。例えば、特定口座に係る国税納付書については、現在も3枚複写の紙ベースの様式が用いられており、金融機関における作成・確認・保管等の事務負担が大きい。こうした手続きについては、Excel形式など、電子的に作成・管理可能な様式へ移行することで、税務署および金融機関双方の事務効率化が期待できる。

加えて、特定口座に係る特別住民税納付書については、自治体によって紙の様式とExcelの様式が混在しており、金融機関において自治体ごとに異なる対応が必要となっている。自治体、金融機関双方の事務負担を軽減する観点から、Excel形式等の電子的な様式に統一することが望ましい。

さらに、租税条約の適用により非課税となるものなど、納付額が0円となる場合についても、税務署から記載・提出を求められるケースがあるが、実際の納税額が発生しないにもかかわらず提出事務が必要となることは、行政機関および金融機関双方にとって非効率であることから、租税条約の適用により非課税となるものについては、納付書等の提出を不要とするなど、提出対象の合理化を図るべきである。

(8) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、これを後押しするうえでも金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、2004年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が2009年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、2016年以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

与党の「令和8年度税制改正大綱」において、「デリバティブ取引に係る金融所得課税のさらなる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。」とされていることも踏まえ、今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化を一層推進すべきである。具体的には、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金（円預金、外貨預金）やFX取引に係る所得と、上場株式等の譲渡所得・配当所得等との損益通算を幅広く認めることを要望する。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、導入の際は、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

＜GXを通じたカーボンニュートラルの実現＞

(9) カーボンニュートラル実現に向けた税制の見直し

- インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、
- ① 匿名組合出資を通じて再エネ発電設備に投資する場合について、運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
 - ② 再エネ発電設備の最初の貸付日から 20 年間でされている期間について、恒久化または延長すること。
 - ③ 「保有資産要件」を満たす特定資産の範囲を拡大すること。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギー発電設備をはじめとする多様なインフラ資産への継続的な投資が不可欠である。特に、エネルギー安定供給の確保を図るうえでは、個人を含む幅広い投資家の資金を活用することが不可欠であり、再エネ発電設備などの多様なインフラ資産へ資金を循環させる上場インフラファンド市場の役割は極めて重要である。

しかしながら、上場インフラファンド計 5 銘柄の時価総額は下落基調にある（2025 年 7 月末 963 億円→2026 年 6 月末 817 億円）。これは、後述する導管性要件による将来的な制度の不透明感等が背景にあると考えられ、今後、制度の見直しを行いトレンドを反転させる必要がある。

現行、上場インフラファンドに係る導管性要件の 1 つとして「保有資産要件」が課せられており、原則、主たる投資対象として定められる特定資産の額（再エネ発電設備は含まない）が資産総額の 50% 超であることが求められている。

ただし、特例として、①賃貸要件（再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること）、②20 年要件（再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年以内であること）等の要件を満たす場合には、再エネ発電設備を特定資産の範囲に含めることが認められている。

まず、「①」の要件は、上場インフラファンドが売電等の事業に関与せず、資産運用に特化させることを意図しているものと考えられるが、上場インフラファンド以外の事業者が再エネ発電設備を取得する場合、運用方法を賃貸に限定する必要はなく、「発電設備の所有者」と「発電を行う事業者」が別となることは想定されていないことから、本要件を満たすスキームは基本的に構築されていない。

そのため、上場インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ発電設備を取得する場合には、私募案件等では発生しない、運用スキームを変更するための

追加コストが発生することとなり、ひいては投資家にとっても逸失利益が生じている。特に、大規模な発電設備等で複数の事業者がコンソーシアムを組んでいるケースにおいて、上場インフラファンドが再エネ発電設備を保有資産に組み入れる場合は複数の事業者による匿名組合出資の一部を取得することが多く、賃貸借方式への契約変更に当たり他の事業者の合意形成も必要となるため、制約となっている。

については、匿名組合出資の場合、上場インフラファンドは出資先の事業を執行することができないことも踏まえ、当該ケースについては、運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃することを要望する。

続いて、「②」の要件に関して、近年の太陽光パネルメーカーの性能保証期間の長期化に伴い、事業期間がFIT期間（20年間）を超えて30年以上となるケースもある。制度創設時点からの環境変化も踏まえ、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避するため、期間を恒久化すること、または適用期間を延長するとともに、発電設備ごとに期間を計算する方式とすること、もしくは計算起点を「最後に貸付の用に供した日」に見直すことなど、要件を緩和することを要望する。

最後に、「③」に関して、諸外国では、再エネ発電設備のみならず、空港や道路、水道といった幅広いインフラ資産が投資対象とされている一方で、わが国では、投信法上は直接保有可能なインフラ資産が再エネ発電設備および公共施設等運営権に限られており、租税特別措置法上の導管性要件を満たすものは、さらに再エネ発電設備に限定されていることから、上場インフラファンドは実質的に再エネ発電設備のみが投資対象とされている。

2015年4月の上場インフラファンド市場の創設以降、再エネ発電以外の分野でも新たな事業領域やビジネスモデルが生まれてきており、GX・DXなど社会構造の変化に応じ、上場インフラファンドが資金供給者として参画することは、インフラ整備の資金ニーズに応えるだけでなく、運用資産の多様化を通じた分散効果が期待でき、資産運用立国の観点からも望ましいと考えられる。

したがって、「保有資産要件」を充足する特定資産として、例えば、私募ファンド等で組み入れが進みつつある系統用蓄電池等も含まれるよう、範囲を拡大すべきである。

＜住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等＞

(10) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- ① 住宅取得等資金に係る贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限の延長等を行うこと。
- ② 住宅借入金等の特別控除制度における控除率の引上げを行うこと。

住宅は、国民の生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、安定的な居住の確保は、国民生活の安心・安全の向上に加え、地域経済や住宅関連産業の活性化にも資するものである。

しかしながら、足下では、建築資材価格や人件費の上昇等を背景に住宅価格の高騰が続いていることに加え、国内金利も上昇基調となっており、若年層や子育て世帯を中心に、住宅取得を取り巻く環境は一層厳しさを増している。こうした状況の下で、住宅取得時の自己資金負担を軽減し、計画的な住宅取得を後押しする税制上の支援措置の重要性が高まっている。

現行の「住宅取得等資金に係る贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」は、父母・祖父母等の直系尊属から子・孫世代への資産移転を促進し、住宅取得者の初期負担を軽減することにより、若年層・子育て世帯等の住宅取得を支援する制度である。また、省エネ性能、耐震性能、バリアフリー性能等に優れた住宅の取得を促すことで、良質な住宅ストックの形成、居住水準の向上、脱炭素社会の実現にも資するものである。

加えて、家計金融資産が高齢者層に偏在する中、本措置は世代間の円滑な資産移転を通じて若年層の住宅取得を後押しし、子育て世帯の将来不安の軽減や消費・投資の活性化にも寄与することが期待される。

本措置は令和8年12月31日をもって適用期限を迎えるが、本措置が終了した場合、親族からの資金援助を前提に住宅取得を検討している者の資金計画に影響を与え、住宅取得意欲を下押しするおそれがある。

したがって、住宅取得に係る経済的負担の軽減、良質な住宅ストックの形成、世代間資産移転の促進、少子化対策・子育て支援および地域経済の活性化の観点から、本措置の適用期限を延長するとともに、現行の非課税限度額を拡充することを要望する。

また、現行の住宅借入金等の特別控除制度は、住宅ローンを利用して住宅を取

得する者の税負担を軽減し、住宅取得を後押しする重要な制度である。本措置は令和8年度税制改正において適用期限が5年延長されたところであるが、控除率は0.7%と据え置かれ、昨今の金利上昇局面においては住宅取得者の実質的な金利負担を十分に軽減できないおそれがある。

特に、自己資金に限りのある若年層や子育て世帯においては、返済負担の増加が住宅取得意欲を下押しする要因となり得るため、住宅取得者の経済的負担の軽減、若年層・子育て世帯の住宅取得支援の観点から、控除率を引き上げることが要望する。

＜世代間の資産移転を通じた若年層による子育て等の支援＞

(11) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長

- 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を延長すること。

わが国の家計金融資産は、約2,300兆円に達するなど、過去最高水準で推移しているものの、その資産は高齢者層に偏在しており、若年層は将来の経済的不安を大きな要因として、結婚・出産を躊躇していることが指摘されている。

そうした両親や祖父母の金融資産を子や孫に早期に移転し、結婚・子育て費用として活用することは、若年層における資金の余裕度を高め、ひいては消費活性化を通じたわが国経済の好循環をもたらすことも期待できる。

したがって、2027年3月末が期限とされている「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」について、適用期限を延長することを要望する。

2. 信頼性と利便性を両立する金融インフラの革新と実装

社会全体でデジタル化が急速に進展する中、生産性の向上や国民の利便性向上をさらに実現していくためには、官民が連携し各種施策を推進していくことが重要である。このような流れを受け、金融インフラを支える銀行においても、デジタル技術の活用による事務の効率化や利用者の利便性向上に向けた取り組みが進められてきた。

税務分野においては、納税者の利便性向上と納税業務の効率化を目的として、1998 年の電子帳簿保存制度の創設、2004 年の電子申告および電子納税の運用が開始されるなど、デジタル化が進められてきた。さらに、2020 年 4 月からは大法人に対する電子申告が義務化されるなど、電子的な納税環境の整備が進められてきた。

今後、税務手続きのデジタル化をさらに推進するためには、利用者の実務負担に十分配慮しながら、実効性の高い制度や仕組みを整備し、その利用拡大を図ることが不可欠である。近年では、従来の商慣習などを背景にデジタル化が進みにくかった分野についても、コロナ禍においてわが国のデジタル化の遅れが顕在化したことを契機として、人々の意識や行動様式の変化、さらには政府による後押しも相まって、大きな進展が見られている。

今後、電子申告および電子納税の対象範囲を拡大していくにあたっては、利用者が円滑に対応できるよう十分な準備期間を設けるとともに、デジタルチャネルの利用に対する経済的・非経済的インセンティブを付与することで、さらなる利用促進を図ることが望まれる。また、各種税務手続きにおいて、従来から書面提出を前提としている書類等について、その必要性を改めて検証し、見直しを進めることで、納税者の利便性向上に加え、官民双方のコスト削減や企業の生産性向上につなげることが重要である。

具体的には、電子申告の基盤である e-Tax および eLTAX の機能向上や運用改善、さらにはクロスボーダー取引における本人確認書類の代替手段の検討などを進めることにより、幅広い利用者が税務手続きをより効率的かつ円滑に行える環境整備を継続していくことが求められる。

今後、わが国のデジタル化を一層推進し、それによる利便性や生産性の向上を実現していくためには、税務分野においても官民が継続的に連携しながら、着実に革新とその実装を進めていくことが必要不可欠である。

＜DXの推進による納税実務の効率化＞

(1) 主要税目における電子申告・電子納税の推進

- ① 電子申告・電子納税の義務化。
- ② 納付者が電子納付を選択しやすくなるよう、e-Tax/eLTAX等による電子納付に対する経済的・非経済的インセンティブを付与すること。
- ③ e-TaxおよびeLTAXの利便性向上に資する所要の措置を講じること。
- ④ 配当割等の所得税の電子納付について、本店等での一括納付を可能にすること。
- ⑤ 各自治体で異なっている地方税納付書の様式について統一すること。

「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

平成30年度税制改正により、2020年度以降、資本金1億円以上の法人（大法人）は電子申告が義務化されているが、一方で、法人数の約99%を占める資本金1億円未満の法人（中小法人）は電子申告が義務化されていない。また、電子納税は大法人、中小法人いずれも任意となっており、税務手続きの電子化は道半ばとなっている。

今後、税務手続きのデジタル化により納税者の利便性を一層高めることで、官民のコストの削減、企業の生産性向上を実現するべく、電子申告の義務化の対象を現在の大法人から中小法人にも拡大するとともに、電子申告が義務化されている法人は、電子納税も義務化すべきである。

また、電子納税の義務化に当たっては、関係者の十分な準備期間を確保するために一定の猶予期間が必要となることから、猶予期間中に電子納税への移行を促進すべく、e-Taxによるダイレクト納付や地方税統一QRコードを利用する場合に税制上の優遇を行うなど、納税者が電子納付を選択することに対して、何らかの経済的・非経済的インセンティブを付与することを併せて要望する。

さらに、税・公金の収納業務に係るデジタル化を一段と推進し、国・地方公共団体・事業法人および金融機関の業務効率化を図ることも重要である。

例えば、地方公共団体から金融機関への口座振替の収納依頼に係るデータ伝送化を推奨すること、複数の電子納税可能な手段を全ての納付書に記載することなどを要望する。

加えて、税務手続きのデジタル化推進のためには、e-Tax/eLTAX の利便性向上も不可欠である。

まず、現行の e-Tax は、「フォルダ機能」によって、申告等データの送信時に格納先フォルダを分けてパスワードを設定することが可能であるものの、業務効率上の課題や、複数部署での ID 共有に起因する内部統制・情報管理上の問題を解消するためには、ID 自体を分けた方が望ましいことから、一部の取引に限定せず、1 法人に対して複数の ID 付与を可能とすることを要望する。

また、現行は使用不可の文字等により、提出手続き時に資料の都度修正が生じていることから、納税者の実務負担を軽減するため、提出フォーマットを柔軟化すべきである。

さらに、eLTAX では、代表者変更や資本金等の異動届を CSV 形式で作成することは可能であるが、作成後の一括修正はできず、個別修正や最初から再作成する必要があるほか、提出先（市町村等）の保存機能がないことから、利便性の向上に向けて機能改善を行うか、都道府県に提出することで各市町村への提出を省略可能にするなど、運用の見直しを行うことが望ましい。

加えて、e-Tax による提出は定款等の写しは基本的に不要であるが、eLTAX による提出は定款等の提出が求められていることから、地方税も国税と平仄を合わせて不要とすべきである。

このほか、データ送信時の容量上限の緩和、eLTAX の ID 取得手続きの簡素化、住民税特別徴収分納付時における給与所得分と退職所得分の一括アップロードへの対応、配当所得税等に係るデータアップロード方式の実現など、納税者の利便性向上・負担軽減に資する所要の見直しを行うことを要望する。

また、現行は、e-Tax を利用して配当割等の所得税を電子納付する場合でも、各支払地で実施する必要があるが、上記のとおり 1 つの ID を全ての支払地で共有し、電子納付を行う運用は困難であることを踏まえ、電子納付の促進や業務効率化につながるよう、支払地に属さない本店等における一括納付を可能とすることを要望する。

さらに、地方税納付書の様式は各自治体によって異なり、必要事項の記載欄も区々となっている。そのため、銀行窓口における内容確認に相応の時間を要し、納税者の待ち時間が長くなる要因となっていることから、円滑な手続きに資するよう、様式の統一化を要望する。

(2) デジタルを活用した各種税務手続きの効率化等

- ① 振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の本人確認手続きについて、LEI や GIIN 等の活用を認めるなど、電子化・簡素化を推進すること。
- ② 租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書の本人確認手続きについて、LEIやGIIN等の活用を認めるなど、電子化・簡素化を推進すること。

デジタル技術の活用等により事務手続きの効率化を促進する観点から、振替国債等の利子等課税の特例（J-BIEM）等に関する非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の提出手続きについて、さらなる電子化・簡素化を図るべきである。

具体的には、本人確認手続きに係る証明手段として取引主体識別子（LEI:Legal Entity Identifier）や日本の税務当局がアクセス可能な各国の納税者番号（GIIN:Global Intermediary Identification Number等）により代替する方法も新たに認めることや、本人確認書類として租税条約と同様に1年以内（現行は半年以内）に作成された書類まで認めることを要望する。

さらに、本非課税制度の適用を受けるために、外国金融機関等が国内金融機関経由で税当局に提出する「適格外国仲介業者（QFI:Qualified Foreign Intermediary）の承認申請書」について、不備がない場合は連絡がなされず、適切に受領されたか不明確であることから、運用を見直すことが望ましい。

加えて、異動事項があった場合に提出する「異動申告書」については、租税条約に関する書類と同様に、異動後情報の提出で足りると考えられることから、関係者の実務負担を軽減するため、異動申告書を廃止し、非課税適用申告書・特例書類兼更新申告書の再提出というかたちに統一することを要望する。

また、租税条約届出書・特例届出書・特典条項条約届出書および添付資料（特定条項関係書類等）の提出手続きにおいても、本人確認書類として添付する居住者証明書について、LEIやGIIN等による代替を認めることを要望する。

さらに、e-Taxによる租税条約関係の税務手続きに当たり、J-BIEMとは異なるIDの複数付与が認められていないが、J-BIEMと同一部署で併せて所管していることが一般的であることから、租税条約関係の手続きについてもIDの複数付与を認めるべきである。

このほか、一度に提出可能なCSVデータ容量の引上げのほか、支払調書について租税条約特例届出書と同様にe-Taxによる提出を可能とすること、配当金と同様に利子についても毎月ごとの提出に統一することを要望する。

また、公共法人等の利子非課税申告書について、J-BIEMと同様に、銘柄毎ではなく投資家毎に提出可能とすることで、実務負担の軽減を図るべきである。

③ 発行会社から常任代理人（源泉徴収義務者）に送付されている上場株式等の配当に係る配当金計算書について、送付を不要とすること。

海外投資家に対する上場株式配当等の支払いにおいては、発行会社（または株主名簿管理人である信託銀行等）から常任代理人宛に配当金計算書が送付されることが多いが、上場株式等の配当は、口座管理機関が源泉徴収し、SWIFT電文等で海外投資家のカストディアンに支払通知を行うことが可能であるため、配当金計算書は利用していない。

関係者の事務負担・コストの削減等に資するよう、配当金計算書の送付先が常任代理人かつ口座管理機関として源泉徴収を行う場合は、発行会社からの配当金計算書の送付は不要とすべきである。

＜納税環境整備＞

（3）税務署とのやり取りの電子化・効率化

- ① 税務当局が発行する「債権差押通知書」の電子化を行うこと。
- ② 国税の口座振替に係る国税庁からの入金確認依頼を停止すること。

銀行は、税務当局が国税・地方税の支払いを実施しない納税者に対し、資産を差し押さえるために発行する「債権差押通知書」を受領次第、当該通知書の指示にもとづき、指定された資産を凍結し、税務当局に送金する等の差押えの実行手続きを担っている。

本手続きは、迅速な対応が求められる一方で、関係者の実務負担が重いことから、より円滑かつ効率的に手続きが進むよう「債権差押通知書」の電子化を行うことを要望する。

また、納税者が口座振替を利用して納税している国税（申告所得税、消費税等）については、納付期限に確実な支払いがなされるよう、国税庁から銀行に対して、口座振替日を踏まえた納税者への事前の入金確認依頼を可能な範囲で実施するよう依頼がなされているが、納税資金の管理は納税者自身で行うべきであるほか、対象明細が膨大であり、当該業務に係る各支店の実務負担が非常に大きいものとなっていることから、当該依頼を停止することを要望する。

3. 金融界の社会的責務を果たす健全かつ強靱な金融システムの共創

企業活動のグローバル化が加速する中、税制が企業の海外進出やクロスボーダー取引の阻害要因とならないよう、国際的な金融取引の円滑化等に資する措置を講じ、健全かつ強靱な金融システムの整備を進めることが重要である。

まず、多国籍企業の課税逃れ（BEPS）に有効に対処するためにOECDで議論されている、市場国に対し適切に課税所得を分配するためのルールの見直し（Pillar 1）およびグローバル・ミニマム課税（Pillar 2）について、わが国ではすでにPillar 2の国内法制化が進められており、順次適用が開始している。

今後、本邦の企業に過度な実務負担をかけず適切に制度対応が図られるよう、一部基準の明確化や見直しがなされるべきである。特に、金融機関は、その事業特性に応じた固有の規制・監督を受けていることから、さらなる国内法制化の議論に当たっては、金融機関の業務に与える影響を慎重に検討し、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することが不可欠である。

「外国子会社合算税制」（CFC税制）については、BEPS防止という同じ目的の国際最低課税に統合すべきであり、統合が難しい場合には、諸外国を参考として租税負担割合を国際最低課税と同水準まで引き下げる等、抜本的な見直しや簡素化が求められる。

また、わが国の国際金融センターとしての地位の確立を推進していく観点から、租税条約については、条約が全体として有効とされている場合でも、一部の効力が停止していることで条約上の恩典を享受できない状況であることから、速やかに二重課税を排除する措置を講じ、わが国企業の国際競争力を維持すべきである。

さらに、外国子会社から受ける配当やグループファイナンスに関して外国子会社から受け取る利息について全額益金不算入とすることや、外国税額控除制度について、控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、法人税、地方法人税および地方税のいずれにおいても整合的な取扱いとする等、企業のグローバル展開を阻害しないよう所要の見直しがなされることが望ましい。

あわせて、金融取引の活性化に向けた障害とならないよう、国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化・拡充するとともに、投資法人の導管性要件の緩和等も進めるべきである。

このほか、金融機関等の経営健全性に資する税制の見直しや、社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化に向けて、組織再編税制の拡充やグループ通算制度の見直しのほか、受取配当等の益金不算入制度の見直し等が進められることも期待される。

＜BEPSに関する国内法制化対応＞

(1) BEPS防止に向けたわが国における「国際最低課税」への対応等

- ① OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、国内法制化や租税条約等の改正に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮すること。
- ② わが国におけるグローバル・ミニマム課税制度である「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）について、
 - a. 銀行グループ内の資金供与に係る利子（本支店間利子）について、国別実効税率計算に当たっての調整対象には該当しないと明確化すること。
 - b. 恒久的セーフ・ハーバーについて、適用要件や計算方法を明確化すること。
 - c. GloBE 情報申告書について、記載事項を削減するほか提出フォーマットを簡素化すること。
 - d. 外国税額控除制度において、自国内最低課税額に係る税は、外国税額控除限度額に関わらず、その全額を外国税額控除の対象とする等、二重課税排除の観点から所要の措置を講じること。
 - e. その他、所要の措置を講じること。

OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、2015年10月、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトの15の行動に関する最終報告書を公表し、わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次進められている。

このうち、経済のデジタル化に伴う課税上の課題については、OECDにおいて、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（Pillar 1）およびグローバル・ミニマム課税の導入（Pillar 2）について議論されてきた。これらについては、2021年10月に国際合意がなされ、現在、Pillar 1については多数国間条約の署名・発効等に向けた議論が、Pillar 2については、各種ガイダンス等が公表され、各国において国内法制化が進められている。

わが国においては、令和5年度税制改正において、Pillar 2の法制化が進められ、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」（国際最低課税）および「特定基準法人税額に対する地方法人税」として、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）が導入されるとともに、情報申告制度が創設された。また、対象企業の事務負担に配慮して、適用開始時期は2024年4月以後に開始する対象

会計年度とされたほか、既存の国別報告事項（CbCR）等の情報を用いた移行期間セーフ・ハーバーも導入された。さらに、その適用期限については、令和8年度税制改正において、2027年12月末までに開始する対象会計年度まで1年間延長された。

そして、令和7年度税制改正では、Pillar 2のうち残されていた2つのルールである、軽課税所得ルール（UTPR:Undertaxed Profits Rule）および国内ミニマム課税（QDMTT:Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化も行われ、適用開始時期は2026年4月以後に開始する対象会計年度とされた。

さらに、所得合算ルールについては、令和6年度および令和7年度税制改正において、OECDから発出されたガイダンスや国際的な議論の内容等を踏まえた制度の明確化など、所要の見直しが実施されている。

また、2026年1月には、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、グローバル・ミニマム課税と、米国を含む一定の要件を満たす国の既存の最低課税制度との共存を図るためのSide-by-Side Systemに関する合意が成立し、わが国においても令和8年度税制改正において、当該合意を踏まえた所要の見直しが行われた。

引き続き、追加的に国内法制化を検討するに当たっては、多国籍企業による課税逃れに対処するというBEPSの趣旨を踏まえるとともに、金融機関が、その業務の性質上、固有の規制および監督を受けている点を十分考慮する必要がある。加えて、金融機関の業務に与える影響を慎重に検討し、体制整備等に必要な十分な準備期間を確保するよう要望する。

また、「BEPS行動計画」にもとづく租税条約の改正等に当たっては、金融機関に過度な事務負担が生じないように、慎重に対応することを要望する。

そのうえで、国際最低課税の適用に関して、銀行等の日本国内本支店と海外支店との間の資金供与に係る利子（本支店間利子）については、銀行等の通常の事業活動にもとづくものであり、課税逃れを目的としたものではない一方で、当該本支店間利子が国別実効税率の計算上の税引前損益の調整対象に当たるか、また、所得合算ルールにおける当期純損益金額の調整対象に該当するかについては、必ずしも明確ではない。本支店間利子は年度ごとに大きく変動する可能性があり、仮にこれが調整対象とされた場合には、日本や米国など、通常は十分な税負担が生じている国・地域についても、GloBE上の実効税率が計算上低下し、制度趣旨に沿わない国際最低課税が生じるおそれがある。

したがって、銀行グループ内の本支店間利子については、これらの調整対象には該当しないことを明確化するよう要望する。

また、恒久的セーフ・ハーバーについては、将来的な制度適用の可否を事前に判断し、必要なデータ収集やシステム対応を計画的に進めることができるよう、予見可能性を確保する観点から、適用要件や計算方法を早期に明確化することを要望する。

このほか、GloBE情報申告書については、構成会社ごとに広範な情報を収集・整理する必要がある、多大な事務負担が生じることから、記載事項を削減するほか、提出フォーマットを簡素化することを要望する。

さらに、令和6年度税制改正で自国内最低課税額に係る税は外国税額控除制度の対象とされたが、あくまで他の外国法人税と同様の位置付けで、外国税額控除限度額の範囲内での控除を認められたものに過ぎない。自国内最低課税額に係る税は、国際合意にもとづき外国で課される税であり、二重課税排除の観点から、外国税額控除限度額に関わらず、その全額が控除の対象となるようにするなど、所要の措置を講じることを要望する。

上記のほか、国際最低課税については、以下の所要の措置を講じるべきである。

- ・ 恒久的施設等への被配分当期対象租税額について、所得と対応する対象租税額の期間帰属の相違により、制度趣旨に沿わないトップアップ課税が生じないよう、合理的な計算方法を明確化すること。
- ・ 内国法人の全世界所得が欠損である場合または繰越欠損金を有する場合において、外国支店所得の認識またはCFC税制にもとづく外国関係会社所得の合算により当該欠損金等が減少したときは、その減少額に対応するPE課税相当額またはCFC課税相当額について、将来の事業年度において繰越欠損金が解消し、当該所得に対応する本邦課税が実現した際、当該PEまたは外国関係会社の対象租税額について遡及的な再計算を認める措置を講じること。
- ・ 欠損金等が減少した事業年度における当該PEまたは外国関係会社の対象租税の額に含めて再計算できる措置を講じること。
- ・ CFC税制の対象となる外国子会社について、IIRに係る国際最低課税額が生じた場合には、最終親会社または当該外国子会社の所得を合算する構成会社等である内国法人において、当該国際最低課税額に相当する税額について外国税額控除の対象とすること。
- ・ CFC税制により益金算入する課税対象金額等の円換算について、TTM（電信売買相場の仲値）を用いる場合、CFC税制と国際最低課税との間で二重課税が生じることを防止するため、現行の基準日に加え、当該外国関係会社の利益を連結財務諸表に取り込む連結決算日のTTMも選択可能とすること。

- ・ 全世界所得課税方式を採用する本店所在地国において、本店と恒久的施設等との内部取引またはPE帰属所得に対応して本店側で法人税等が課されている場合には、GloBE上の実効税率計算において、当該税額をPEまたは本店の当期純損益金額に適切に対応させるための明確な配分ルールを整備すること。
- ・ 個別計算所得等の金額の計算における租税回避的な資金供与に係る費用の対象範囲を明確化すること。
- ・ 国際最低課税の対象となる法人は、対象会計年度開始の日の属する年の前年12月に欧州中央銀行が公表した円・ユーロ相場の平均レートを用いて、閾値であるユーロ建て金額を本邦通貨表示の金額へ換算することとされている。現在、国税庁の「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ&A」では、欧州中央銀行のウェブサイトにおける平均レートの確認方法が示されているが、納税者の事務負担軽減および計算結果の統一性確保の観点から、政府において当該平均レート自体を公表すること。

(2) 外国子会社合算税制の抜本的な簡素化等

- 「外国子会社合算税制」(CFC 税制)について、
- ① 国際最低課税制度へ統合すること。
 - ② 国際最低課税制度への統合が難しい場合、抜本的な簡素化等を行うこと。

外国子会社合算税制(CFC税制)は、外国子会社等を利用した租税回避を抑制するため、一定の要件に該当する外国子会社等の所得に相当する金額を、日本の親会社等の所得に合算し、日本で課税する制度であり、実体を伴わない軽課税国・地域の外国子会社等への所得移転を通じた租税回避を防止することを目的としている。一方、国際最低課税制度は、一定の実効税率を下回る国・地域に所在する子会社等について、グループ単位で最低限の課税を確保することを目的とする制度である。したがって、両制度は、課税対象や防止しようとする租税回避行為に相違があるものの、いずれもBEPSへの対応を目的とするものである。

これまで、累次の税制改正を経て、企業の納税実務に係る一定の負担軽減を図る措置は講じられている。しかし、両制度には異なる判定基準や計算方法が設けられているため、制度が併存することにより、企業には依然として多大な事務負担が生じている。

このため、納税者の実務負担の軽減および制度の簡素化を図る観点から、将来的にはCFC税制を国際最低課税制度へ統合することを要望する。

そのうえで、CFC税制を国際最低課税制度に統合することが困難である場合には、CFC税制そのものの抜本的な簡素化を図るべきである。

令和5年度税制改正において、特定外国関係会社に係る適用免除要件である租税負担割合は27%に引き下げられた。しかし、引き続き、当該閾値を下回る外国子会社は多数存在しており、租税回避リスクが高くないと考えられる子会社についても、一律に特定外国関係会社への該当性を判定する必要がある。このため、申告事務に係る過度な負担が生じている状況は、なお解消されていない。

また、対象外国関係会社(経済活動基準のいずれかを満たさない会社)については、適用免除要件である租税負担割合は20%とされているが、同様に実務負担が大きい。

したがって、特定外国関係会社および対象外国関係会社に係る租税負担割合の閾値については、国際最低課税制度との整合性および事務負担の軽減の観点から、少なくとも15%まで引き下げるべきである。

さらに、本店所在地が無税国であり、支店が本邦に所在する外国関係会社に係るCFC税制上の租税負担割合の計算についても、見直しが必要である。

現行制度では、計算式の分子に含まれる「外国法人税」が外国税額控除制度における外国法人税を参照しているため、本邦に所在する支店において納税が行われている場合であっても、これらの税額は分子に含まれず、租税負担割合が0%と判定される結果、当該外国関係会社は合算課税の対象となる。

この点、CFC税制による合算課税に対応する外国法人税については、法人税、地方法人税および法人住民税法人税割から一定の限度内で控除する仕組みが設けられている一方、事業税については税額控除の対象とされていない。そのため、合算された所得が当該支店に係る事業税の課税対象になる場合には、同一の所得に対して二重に課税されることとなる。

したがって、二重課税の回避および実務負担の軽減を図る観点から、日本国内に所在する支店で納税した法人税等について、租税負担割合の分子に含めることを要望する。

このほか、CFC税制においては、外国関係会社の所得について、一定の要件の下で課税対象金額等として内国法人の所得に合算課税する仕組みが採用されている。また、当該外国関係会社から配当等を受ける場合には、合算課税済の所得との二重課税を調整するため、「特定課税対象金額」を限度として益金不算入が認められている。さらに、外国関係会社を通じて他の外国法人を間接的に保有する場合においても、当該他の外国法人から当該外国関係会社に支払われた配当等について、一定の要件の下で「間接特定課税対象金額」を限度として益金不算入が認められている。

しかし、「間接特定課税対象金額」に係る益金不算入については、合算課税済の所得に係る二重課税を調整するという点では「特定課税対象金額」に係る益金不算入と趣旨を同じくするにもかかわらず、対象期間は直近2年以内に限られており、「特定課税対象金額」に係る対象期間（10年以内）と比較して著しく短い。

については、課税の公平性および制度の整合性を確保する観点から、「間接特定課税対象金額」に係る対象期間についても10年に延長すべきである。

加えて、外国関係会社の活動実態の判定（例えば、外国関係会社が事業譲渡等により事業年度の中途に休業状態となった場合の取扱い等）に当たっては、対象企業の実務負担を軽減するため、判定基準や具体的な取扱いをさらに明確化するなど、必要な措置を講じることを要望する。

＜グローバルな投資・事業活動の促進および国際競争力の維持・向上＞

(3) クロスボーダー投資の円滑化等に資する租税条約に係る所要の見直し

- 租税条約について、条約が有効とされている場合でも、一部の効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じること。

租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税および租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものとして、わが国も多数の国・地域との間で租税条約を締結している。

わが国はロシアとの間でも租税条約を締結しており、2018年10月に発効している。しかし、2023年8月、ロシアのプーチン大統領は、日本等の「非友好国」との間の租税条約の一部条項を停止する大統領令に署名し、条約上は源泉地国において「免税」とされる利子についても、ロシア国内法にもとづき、20%の源泉徴収がなされている。また、ロシアにおいては国外送金規制も存在している。

このため、現状、ロシアに現地法人を有する邦銀においては、本邦の本店等から、ロシア現地法人に対するグループ内貸付に係る利子について、ロシアで源泉徴収がなされており、本邦とロシアで二重課税が生じている。

また、本邦の本店等において、租税条約がない場合に二重課税を解消する枠組みである「外国税額控除制度」の利用を求めたところ、本邦の税当局からは、「租税条約は有効であり、外国税額控除は利用不可」との見解が提示されており、二重課税が未解消の状況となっている。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻およびこれを受けたロシアに対するわが国の経済制裁実施以降、邦銀のロシア現地法人は、人道支援等を目的として医薬品・医療機器・農業関連物資等を取り扱う日系メーカー・販売会社と取引を継続しているほか、わが国の資源確保・安定供給を目的に国策として事業を継続している大手商社等のサポートを継続している。邦銀のロシア現地法人のお客さまの大宗は日系企業であり、当該日系企業は、上記のとおり、ロシアによる国外送金規制により、資金をロシア国内に滞留せざるを得ない状況である。ロシア地場銀行の多くは経済制裁の対象となっていることから、対外決済ができず、また、欧米の銀行についても、ロシアの現地法人の事業を縮小しており、新規のお客さまは原則として受け入れていないことから、決済サービスの提供を継続している邦銀は日系企業にとって不可欠な存在となっている。また、ロシア政府は、非友好国が出資する金融機関等の株式売却・移転を許可制としており、邦銀のロシア現地法人はその対象であるほか、非友好国が支配する有限会社の株主変更も許可制としており、日系企業の大宗がその対象となっている。

今般のロシア政府による租税条約の一部条項の一方的な効力停止は、「課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税および租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資する」という租税条約の趣旨に反するものであり、わが国として容認できるものではないと思われる。しかしながら、ロシアに所在する日系企業や邦銀のロシア現地法人が、ロシア政府による租税条約の一部条項の一方的な効力停止によって、二重課税等の不利益を受けているのは事実である。

邦銀のロシア現地法人は、金融機関の責務として、ロシア国内に所在する日系のお客さまの預金・決済等を支えるために、ロシア国内の事業を継続しているものであり、租税条約の一部条項の効力停止を主張するロシア政府と、租税条約は有効とするわが国政府との見解の相違があるとしても、納税者に帰責性のない事情により生じている二重課税等の不利益については、適切に救済されるべきである。

また、本件が、条約締結国による一方的な効力停止によって生じる不利益を納税者が負担せざるを得ないとの前例となれば、租税条約制度そのものに対する信頼性が揺らいでしまうおそれもある。

については、条約が有効とされている場合でも、一部の効力が停止していることにより、条約上の免税・減税措置が適用されていない場合には、二重課税の排除に資する所要の措置を講じることを要望する。

その他、租税条約について、適切かつ円滑な運用に資するよう、租税条約上の各種判定（対象株式が不動産化体株式であるかの判定等）が困難とならないよう、定義の明確化などが図られるべきである。

(4) 外国子会社から受領する配当・利子に係る益金不算入制度の拡充

- ① 外国子会社配当益金不算入制度について、
- a. 一定の要件を満たす場合には、当該配当を全額益金不算入とするほか、外国子会社認定要件である持株比率を現行の25%から引き下げるなど、制度の拡充・見直しを行うこと。
 - b. 同制度の対象となる名義株式の取扱いについて、明確化すること。
 - c. 株式移転の実行前後において、同一の一の者による完全支配関係が継続している子法人からの配当について、配当等の計算期間を通じて完全支配関係があるものとみなすこと。
- ② グループファイナンスに関して、外国子会社から受け取る利子について、益金不算入とすること。

外国子会社から受ける配当については、わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、平成21年度税制改正において、内国法人が持株割合25%以上であって、かつ、その状態が剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続している外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からこれに係る費用の額に相当する額（剰余金の配当等の額の5%相当額）を控除した金額を益金の額に算入しないことができる制度（外国子会社配当益金不算入制度）が創設された。

一方で、外国子会社から受ける配当を原資として、一定期間内に当該外国子会社所在国にさらなる投資を行うようなケースにおいて、企業グループ全体で考えれば、(a)外国子会社Aから本邦本社が配当を受け、本邦本社が外国子会社Bに投資を行う場合と、(b)外国子会社Aから外国子会社Bに直接投資を行う場合のいずれにおいても、投資資金が外国子会社Bに至ることは同じであるが、現行の外国子会社配当益金不算入制度を踏まえると、(a)では本邦本社において益金算入される5%相当額は課税されるため、(b)の方が資金効率の面で有利となる。

企業活動のグローバル化が進展し、グローバルな投資がわが国企業の成長に重要となっていることから、本邦本社による一元的な投資判断および資金管理を行うニーズが存在する一方、5%相当額の課税の存在が、わが国への資金還流を妨げる要因になりかねない。

この点、例えば、企業によるグローバルな投資が活発に行われている米国では、持株割合10%以上の子会社から受ける配当は全額が益金不算入とされている。

以上を踏まえ、わが国企業の本邦本社における一元的な投資判断および資金管理を促進する観点から、外国子会社から受ける配当について、一定期間内に当該外国子会社の所在国に再投資する等の要件を満たす場合には、当該配当を全額益金不算入とすべきである。

また、外国子会社の認定要件である持株比率については、現行の25%から引き下げることを望ましい。

さらに、持株割合25%に関する適用判定について、現行は形式的な「株式数」または「議決権」が基準とされているが、無議決権株式や優先株式等を通じた出資形態において、実質的な支配関係が存在するにもかかわらず制度の適用が認められない、または逆に経済的実態を伴わない形式的な支配により制度が適用されるといった不均衡が生じ得る。こうした実態を踏まえ、実質的な経済的持分にもとづく関係も考慮する仕組みとすることが、制度の趣旨に沿った適切な運用であると考えられる。

また、株式移転の実行前後において、同一の一の者による完全支配関係が継続している子法人からの配当について、現行は配当等の計算期間を通じて完全支配関係がないものとして取り扱われるが、その実態を踏まえ、配当等の計算期間を通じて完全支配関係があるものとみなすべきである。

加えて、こうした適用判定に関して、外国子会社配当益金不算入制度の対象となる名義株式については、個別事案の判例等にもとづいて判断する必要があることから、その取扱いを法令で明確化することを要望する。

このほか、配当による資金還流だけでなく、近年、クロスボーダーのグループファイナンスが一般化しており、いずれもグループ内における効率的な資金管理の手段となっている。本邦本社による一元的な資金管理を促進するため、グループファイナンスに関して、外国子会社から受け取る利子も益金不算入とすることを要望する。

(5) 外国税額控除制度の拡充等による二重課税排除の徹底

- 現行の外国税額控除制度について、
- ① 適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、海外進出の形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討すること。
 - ② ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえ、控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を無期限とするか、少なくとも延長すること。
 - ③ 法人税、地方法人税および地方税のいずれについても整合的な取扱いとする等、所要の見直しを行うこと。
 - ④ 金融業の特性などを踏まえ、利子等に係る高率負担の判定基準を見直すなど、所要の措置を講じること。

近年、諸外国では、税源浸食等に対する懸念から、BEPS対策の一環として、国外関連者への支払に対する追加的な課税を導入し、邦銀を含む当該国における外国法人の支店にも適用する事例がみられる。OECDにおいては、Pillar 1 および Pillar 2 に関する国際的な合意形成が進展しており、各国で法制化が進む中、こうした国際協調の枠組みが整備されつつある状況において、外国税額控除の適用範囲を過度に厳格化し、特定の外国税を控除対象外とすることは、海外への進出形態の相違による税負担の格差を助長するのみならず、わが国企業の国際競争力を損なうおそれもある。

以上を踏まえ、外国税額控除制度の適用対象外となる外国法人税の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。

また、現行の外国税額控除制度においては、控除対象外国法人税額が控除限度額を超える場合の当該超過額である「控除限度超過額」および控除限度額が控除対象外国法人税額を超える場合の当該控除限度額の枠の余りの部分である「控除余裕額」について、いずれも3年間の繰越期間が認められている。

この3年間の繰越期間については、例えば、国際分散投資を通じて資産運用を行う場合、投資先諸国における税制および事務手続きの関係上、外国税額の納税額の確定や書面の発行に要する期間が長期にわたり、現行の3年間の繰越期間では対応できないケースが生じている。このほか、国外所得に比して国内所得の割合が低い場合に「控除限度超過額」が生じ、現行の3年間の繰越期間内で外国税額を控除できないケースも生じる可能性がある。

クロスボーダー取引が恒常的に行われている昨今において、二重課税を排除するという制度趣旨のもと、わが国企業の国外投資・事業活動の促進および国際的競争力の維持の観点から、「控除限度超過額」および「控除余裕額」の繰越期間について、無期限とすること、または少なくとも延長することを要望する。

さらに、現行の外国税額控除制度は、法人税、地方法人税、道府県民税および市町村民税（以下、道府県民税および市町村民税を合わせて「地方税」という。）について認められているが、「控除限度超過額」および「控除余裕額」の繰越が認められているのは法人税および地方税のみであり、地方法人税は繰越が認められていない。また、税額還付が認められるのは、法人税および地方法人税のみであり、地方税は税額還付が認められておらず、過去3年度内の各年度において控除できなかった額を、翌年以降の地方税から控除する仕組みとなっている。

外国税額控除制度が二重課税を排除する趣旨である点を踏まえると、法人税、地方法人税および地方税は、いずれも整合的な取扱いとすべきである。2019年10月1日以降、地方法人税率の引上げと地方税率の引下げが行われたことに伴い、現行制度上適用可能な繰越が実質的に縮減されていることから、地方法人税についても同様の繰越制度の創設を要望する。併せて、地方税についても税額還付制度の創設を要望する。

このほか、外国税額控除制度において、控除対象外国法人税額は外国で課された税金のうち、所得に対する負担が高率な部分の金額などを除いたものとされている（日本の実効税率を超える高税率により課された場合は二重課税の問題は生じないと考えられるため）。

金融業は、利子収入が多い特性を踏まえ、利子等に係る収入金額を課税標準とする外国法人税について、所得率（利子所得等の課税所得÷総収入金額）にもとづく判定（原則は10%が基準）が求められているが、「総収入金額」は金利上昇により増加するため、所得率が実態よりも低く算出され、ひいては控除対象外国法人税額が減少する可能性がある。この点、他業態では「売上原価控除後の収入」が利用されていることを踏まえ、課税の公平性を確保する観点から、金融業においても「総収入金額」ではなく、売上原価に相当する金額を控除した「業務粗利益」を基準とすることを要望する。

加えて、現行は源泉徴収を行う国・地域において、現地の税制で税額控除の対象となるものについては外国税額控除の適用対象ではなく、高率負担の判定が不要とされているが、税額控除はされないものの、源泉税を課される所得そのものが現地法人税の計算に当たって控除されるものについても、高率負担の判定が不要であることを明確化するなど、所要の見直しが行われるべきである。

その他、米国NY州税等のTax Sharing Agreement (TSA) にもとづき関係会社に支払う外国税相当額については、親会社が合算納付する場合と各社が単体納税する場合とで、外国税額控除の対象範囲に差異が生じないように、その取扱いを明確化することを要望する。

(6) 米国のFATCAへの対応等に係る実務負担の緩和

- わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等に関する対応について、
 - a. モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
 - b. 移行までの期間、国内金融機関からのFATCAに関する報告先を米国内国歳入庁（IRS）から本邦税務当局へと変更する等の所要の措置を講じること。
- 実特法において、住所記載のない2020年旅券を提示書類として許容する措置を講じること。また、2020年旅券のみの使用は許容し難いのであれば、少なくとも何らかの追加書類を提示することを条件に、2020年旅券の使用を許容する措置を講じること。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①金融機関が各国税務当局を通じて米国内国歳入庁（IRS）に間接的に米国口座情報を提供する「モデル1 IGA」と、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米国人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報は、その総件数・総額をIRSに提供する「モデル2 IGA」があり、わが国では、モデル2 IGAにもとづく対応を実施している。

他方、OECDでは金融口座情報を自動交換するための共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）が策定され、わが国ではCRSに対応するため、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、2018年より金融機関から本邦税務当局への報告が開始された。

こうした状況下、現在、米国を居住地国とするお客さまは、金融機関と一定の取引を行う場合、FATCAと実特法の両制度の届出対象者となるが、実特法の届出書の記載事項には、FATCAの報告に必要な事項が含まれており、手続きの重複が生じている。また、国内金融機関にとっては、モデル2 IGAによる報告に対応するために、英語でのFATCA制度の理解、制度改正のフォロー、報告システムの整備等、相当な負担が生じている。

以上から、わが国のFATCA対応については、実特法との手続き重複や、金融機関の負担軽減の観点から、モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

一方、お客さまおよび金融機関の手続き上の負担は早期に解消することが求められるものの、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、早期の実現可能性は米国の様々な事情にも左右される。そのため、モデル1 IGA移行までの次善の対応として、現行の対応を修正し、国内金融機関からのFATCAに関する報告先をIRSから本邦税務当局へ変更し、IRS宛の「報告への同意」を不要とす

る措置、具体的には現在のFATCAの取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることを併せて要望する。

また、実特法にもとづく本邦税務当局への報告に当たり、金融機関がお客さまから提示を受ける書類のうち、2020年旅券（2020年から発給が開始された新型の旅券）については、所持人記入欄が削除されたことにより、住所の記載がなく、同法施行規則で定める提示書類の要件を充たさなくなった。しかしながら、旅券のほかに認められている提示書類は、住民票の写し、印鑑証明書、健康保険証、運転免許証等であり、海外在住の日本人の提示書類として旅券のほかに提示が容易なものは限定されている。また、現地発行の官公庁書類は、現地の言語で記載されていることから、金融機関が真贋を識別することは困難である。

このため、2020年旅券が提示書類として使用できないことによって、本邦税務当局への今後の報告手続きに支障が生じることも懸念されることから、2020年旅券の使用を許容する措置を要望する。また、2020年旅券のみの使用は許容し難いのであれば、犯罪収益移転防止法において許容されているように、少なくとも何らかの追加書類を提示することを条件に、2020年旅券の使用を許容する措置を講じていただきたい。

(7) 税会不一致の解消および実務負担軽減に資する税制上の措置

- ① 予想信用損失（ECL）モデルによる会計処理に係る税務処理について、
 - a. 会計上、貸付金等の金融資産について実効金利法を適用する場合、税務上も実効金利法による処理を認めること。
 - b. 金融商品会計に関する実務指針における「金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料」について、益金計上時期の取扱いを明確化すること。
- ② 「リースに関する会計基準」で費用処理される金額について、税務上も損金算入を認めるなど、税会一致の取扱いとなるよう所要の措置を講じること。
- ③ 有価証券の償却原価法について、会計上で利息法を適用している場合、税務上も利息法による処理を認めること。

近年、金融商品会計およびリース会計等については、取引の経済的実態をより適切に財務諸表へ反映し、国際的な会計基準との整合性および財務諸表の比較可能性を高める観点から、見直しが進められている。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、金融商品会計について、将来の信用損失を見積もり、信用リスクをより早期に財務諸表へ反映することを目的として、予想信用損失（ECL：Expected Credit Loss）モデルにもとづく金融資産の減損に係る会計基準の開発を進めており、2025年10月に企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等を公表している。同公開草案は、IFRS第9号「金融商品」における予想信用損失モデルを開発の基礎としつつ、現行の金融商品の分類に関する枠組みを維持したうえで、ECLモデルの導入に必要な範囲において、金融商品の分類および測定について最小限の見直しを行うことを提案している。

また、リース会計については、2024年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等（以下「新リース会計基準」という。）が公表され、借手において、従来のオペレーティング・リースを含むリースについて、使用权資産およびリース負債を計上する会計処理へ見直された。同基準は、2027年4月以後に開始する事業年度から適用されることとされており、各社において契約情報の把握、システム対応および会計処理方針の整備等が進められている。

とりわけ金融機関においては、これらの会計基準の見直しによる影響を受ける取引を大量かつ継続的に保有・管理している。このため、会計上の処理と税務上の取扱いが乖離したままとなる場合、同一の取引について、会計目的と税務目的で異なる処理等を行う必要が生じ、多大な実務負担が発生し得る。

したがって、会計上の処理が取引の経済的実態を適切に反映するものであり、かつ、税務上も課税所得の適正な把握を損なわない場合には、税務処理の透明性・予見可能性を高め、納税実務の正確性および効率性を確保する観点から、可能な限り、会計と税務の取扱いを一致させるべきである。

具体的には、ECLモデルの導入に伴い、会計上、金融資産について実効金利法を適用する場合には、取引実態に即した課税所得の計算と実務負担の軽減を図る観点から、税務上もその適用を認めることを要望する。

このほか、実効金利の計算に含まれる手数料についても、会計処理との整合性を確保する必要がある。金融商品会計に関する実務指針（案）で規定される「金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料」については、会計上は実効金利法により金融商品の予想存続期間にわたって収益認識することが想定される。一方で、法人税法上、当該手数料について、会計上の処理と同様に期間配分して益金計上することが認められるかは必ずしも明確ではない。このため、会計上の収益認識時期と税務上の益金計上時期との間に差異が生じることのないよう、税務上の取扱いを明確化することを要望する。

また、新リース会計基準について、税務上のみファイナンスリースとオペレーティング・リースの概念が残っているが、会計上はリースに係る費用が減価償却費および利息費用等として認識されることが想定される一方、税務上の損金算入時期や金額が会計上の費用処理と一致しない場合、取引実態が何ら変わらないにも関わらず、リース契約ごとに税務調整を行う必要が生じることとなり、実務負担は非常に大きくなる。

したがって、法人税法上のリース取引に係る損金算入時期および金額について、新リース会計基準にもとづく会計処理と可能な限り一致する取扱いとなるよう、所要の措置を講じることを要望する。

税会一致が困難である場合は、借手が貸主から交付を受けた適格請求書の記載にもとづき、合理的に税務処理を行ったときは、①「リース資産の合計額（契約全体）に係る消費税額」が記載されている場合は、当該契約をファイナンスリースとして取り扱う、②「月額（各回）分の消費税額」のみが記載されている場合は、当該契約をオペレーティング・リースとして取り扱う、こととして、借手において税務上のリース区分に関する追加判定は不要とすることを要望する。

その他、有価証券の償却原価法について、会計上で利息法を適用している場合であっても、税務上は定額法のみが認められているが、金融機関は大量の有価証券を保有しており、税務調整に相当の負担が生じていることから、利息法の適用を認めることを要望する。

＜金融取引活性化に向けた障壁の撤廃＞

(8) 安定的な外貨調達やヘッジ機能の維持に資する税制措置

- ① 国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置について、
- a. 適用期限（2027年3月末）を撤廃し、恒久化するか、少なくとも延長すること。
 - b. 外国ファンドにも適用対象を拡大すること。

わが国では、店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、(a)時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、(b)取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じ得る時価変動の推計額を当初証拠金として授受する義務を課す内閣府令、告示および監督指針にもとづく規制が策定されている。

(a)の変動証拠金規制については、2017年3月以降すべての金融機関が適用対象とされているほか、(b)の当初証拠金規制についても、想定元本額に応じた段階適用が完了し、2022年9月以降は最終フェーズ（店頭デリバティブ取引の想定元本80億ユーロ超の金融機関等まで規制対象を拡大）に移行した。

このような規制を踏まえ、金融機関は、店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA:International Swaps and Derivatives Association）が定めるISDAマスター契約および付随する契約（CSA:Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保として授受している。国内金融機関が外国金融機関等の非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者（ISDAマスター契約やCSA契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い。）に対し、受入れ期間に応じて利子を支払うこととなる。

現行、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引において授受する現金担保から生じる利子について、2027年3月末を期限に所得税を課さない非課税措置が適用されている。

当該利子に課税されることとなった場合、わが国金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM運営や信用リスク管理にも悪影響が生じる懸念がある。

さらに、諸外国においては証拠金に係る利子は通常非課税である中、わが国においては当該利子の非課税措置が時限措置であり、将来的に課税される可能性があることは、上記のような悪影響への懸念を惹起しかねない不安定な状況を招いている。

については、外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化するか、少なくとも延長することを要望する。

また、直近では、「金利ある世界」の到来に伴い、円金利スワップ市場が拡大傾向にあり、国内金融機関における金利変動のヘッジ・裁定ニーズは高まっており、外国金融機関および外国ファンドを相手とする円スワップ取引の流動性・安定性を確保する重要性が一層増してきている。

そうした中で、特に外国ファンドについては、為替リスクヘッジを目的とする取引が中心である場合も多く、証拠金利子に係る課税関係や税務処理の煩雑さが、国内金融機関との取引を敬遠する要因となり得ることから、わが国の円金利スワップ市場の活性化および流動性向上を図る観点からも、為替取引を含むクロスボーダーの店頭デリバティブ取引について、国内金融機関と外国金融機関等との間のイコールフットイングを確保することが極めて重要である。

そのため、店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置について、外国ファンドにも適用対象を拡大することを併せて要望する。

- ② 国内金融機関等が特定外国法人との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置（レポ特例）について、
- a. 適用期限（2029 年 3 月末）を撤廃すること。
 - b. 非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和すること。

わが国企業の海外における事業展開を金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である一方、近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、外国金融機関が取引を縮小する傾向にある。

こうした状況を踏まえると、外国金融機関でない特定外国法人（海外ファンド等）との取引の重要性は増してきており、また、特定外国法人から見れば、非課税適用が時限なく継続できることは取引の維持・拡大の観点から必須と言える。

このため、国内金融機関の短期資金調達の円滑化や、海外ファンド等の呼込みを通じたわが国金融市場の国際化等の観点から、2029 年 3 月末が期限とされている「特定外国法人が支払を受ける債券現先取引に係る利子の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）」について、適用期限を撤廃し、恒久化することを要望する。

また、外国金融機関等や特定外国法人は、レポ特例の適用に当たり、非課税適用申告書の提出が必要とされている。当該申告書に記載した名称または本店所在地等を変更した場合には、その該当することとなった日以後最初に当該申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、異動申告書を提出することが求められているところ、実務上、当該申告書の提出に制約がある場合があることから、異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和することを要望する。

(9) 投資法人等の導管性要件の緩和等

- ① 投資法人等の運用対象（特定資産）が拡大される場合、当該特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じること。
- ② 不動産投資市場のさらなる活性化・拡大に向けて、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」および「非同族会社要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加すること。
- ③ 特定目的会社について、導管性要件を緩和すること。

経済活性化に向けて、個人金融資産の有効な活用が求められる中、各種インフラ資産を投資法人等の運用対象（特定資産）に追加することは、個人向けの新しい金融資産の提供に資することとなる。また、今後、成長が見込まれ、社会的にも必要性が認識されている各種インフラに係る新たな市場の創設は、公的な資金を必要とせず、当該インフラの整備・充実を促進し、当該分野の需要の取込みにもつながるものである。

このような観点から、現在は非常に限定的である運用対象（特定資産）が拡大し、新たなインフラ資産が追加される場合には、それと整合的に当該特定資産が導管性要件を満たすよう、所要の措置を講じるべきである。

また、不動産投資市場を牽引する上場不動産投資法人（J-REIT）は、2001年の初上場以来、順調に市場規模を拡大させており、2026年6月末時点の資産規模は約24.5兆円となっているほか、非上場不動産投資法人（私募REIT）の資産規模は約8.1兆円となるなど、着実に市場規模を拡大させており、さらなる成長が期待されている。

不動産投資法人は、長期保有による不動産賃貸が主たる事業であり、継続的な借入・借換ニーズが存在する。一方で、投資法人が導管性要件を満たすためには、借入による資金調達先が、金融機関等の税法上の機関投資家に限定されている。

こうした中、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の投資家へ販売することが可能となれば、法人投資家や個人投資家、海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化につながり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

さらに、導管性要件のうち、「非同族会社要件」（投資家や特殊関係者が発行済投資口の総数の50%超または議決権の総数の50%超を保有していないこと）は、特定の機関投資家が大口で出資した場合などは形式的に要件を充足できない可能性もあることから、支配意図がない場合や実質的な支配関係がないことが明確な場合等については、要件を緩和すべきである。

このほか、特定目的会社（TMK）は、導管性要件を満たすために、「機関投資家のみによる特定社債の引き受け」により要件を満たすことが一般的であるが、特定社債は一般債振替制度上の制約などから投資家との条件設定における柔軟性に欠けることから、資金調達を特定社債と借入との二本立てとして、特定社債は銀行等の総額引き受けとすることが大宗である。これは実質的に銀行等からの借入と同様であり、本来借入のみで対応できるところ、導管性要件の充足のために、複雑で事務負担の大きい特定社債の発行・総額引き受けがなされる状況となっている。

したがって、実務負担の緩和やスキームの簡素化による海外投資家等からの投資活性化の観点から、導管性要件を緩和すべきである。

＜金融機関および金融システムの健全性確保に資する税制措置の拡充＞

(10) 金融機関の健全性確保に資する税制措置の拡充

- ① 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。とりわけ法的整理手続きの開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合については、即時に引き上げること。

地方創生やカーボンニュートラルの実現などにおいて、銀行界が積極的な役割を果たすことを求められる中、税会不一致を解消し、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの頑健性・信頼性を一層向上させる観点から、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することが重要である。現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、このような税会不一致による繰延税金資産の発生は、金融機関による積極的なリスク・テイク促進や金融機関の自己資本の強化等の観点から課題となることから、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認めることが重要である。

包括的にこれらの対応を行うことが難しい場合には、特に過去の貸倒損失実績と現行の損金算入割合との間に乖離がある、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げることを中心に、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを検討すべきである。

- ② 欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化によるキャッシュフローの改善を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、生産性向上やカーボンニュートラルの実現に向け積極的な設備投資等が求められている中、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。

しかしながら、現行の繰越控除制度では、大法人等に適用される各年度の控除限度額は所得金額の50%に制限されており、企業にとって十分な措置とは言えないことから、控除限度額の制限の撤廃を要望する。

また、わが国の繰戻還付制度は、2028年3月末まで適用が停止されているが、法律の規定どおり適用を再開すべきである。

さらに、繰越控除および繰戻還付のいずれの期間についても、欧米並みに無期限化または延長すべきである。

(11) 銀行等の破綻処理の迅速化・多様化に資する税制措置

- 破綻金融機関・保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税について、非課税措置を恒久化または延長すること。

協定銀行（整理回収機構（RCC））について、破綻金融機関・保険会社等や、承継銀行・保険会社、特定承継金融機関等から、その不動産を取得する際の不動産取得税の非課税措置が、2027年3月末で期限を迎える。

協定銀行は、預金保険機構の100%出資子会社として、預金保険機構と各法に定める業務に関する協定を締結し、協定に定められた業務を行うものであり、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。

本非課税措置は、金融機関の破綻処理等を行う際、協定銀行に、破綻金融機関等の事業の譲受け等および資産の買取りを行わせることにより、円滑な破綻処理等を進めようとするものであり、以下の点を踏まえ、金融システムの安定確保に向けたセーフティネット機能が十全に発揮されるようにする観点から、本非課税措置の恒久化または延長を要望する。

- ・ 協定銀行が行う破綻金融機関等の事業の譲受け等および資産の買取りは、金融機関の破綻処理等に必要不可欠な制度であり、強い公共性を有していること。
- ・ 整理回収を専門的に取り扱う協定銀行が行うことにより、破綻金融機関等の再生や資産の整理回収を強力かつ効率的に行うことができること。
- ・ 2003年度以降の協定銀行による不動産の取得実績はないものの、上記のとおり、今後金融機関の破綻が生じた際には、その処理等に伴う不動産取得が行われることが十分想定されること。
- ・ 本措置の恒久化により、手続きの予見可能性を高め、安定性を確保することによって、迅速かつ円滑な破綻処理が図られる必要があること。

＜社会情勢の変化に応じた組織再編等による国際競争力の維持・強化＞

(12) 組織再編税制等の拡充

- ① 中小企業事業再編投資損失準備金制度（中堅・中小グループ化税制）について、適用期限を延長するとともに、M&A実績要件を撤廃すること。

中堅企業は、国内外での事業・投資を拡大することで日本経済の成長に大きく貢献するとともに、地方での立地割合が高く、地方における良質な雇用の担い手、さらには、M&Aを通じたグループ全体での生産性向上や賃上げを図る主体としての役割を果たしており、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に当たり重要な役割を担っている。

そうした中、2025年2月に政府が策定した「中堅企業成長ビジョン」では、中堅企業政策の取組みを深化させ、政府全体の経済成長の目標実現につなげるため、中堅企業の役割や課題のほか、官民で取り組むべき事項が盛り込まれている。

具体的には、中堅企業におけるM&Aが普及していくまでの間は、中小企業事業再編投資損失準備金制度（中堅・中小グループ化税制）等のインセンティブを通じて、買い手・売り手双方の生産性向上や賃上げ等を実現するM&Aを後押しする方針が示されている。

引き続き、事業承継を目的とした中小企業同士、あるいは成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化に向けたM&Aを後押ししていく観点から、中堅・中小グループ化税制の適用期限（2027年3月末）を延長することを要望する。

また、制度の適用に当たっては、過去5年以内に産業競争力強化法において新設された特別事業再編計画の認定を受けて株式取得によるM&Aを実施したこと等の要件が課されているが、今後新たにM&Aを検討・実施する中堅企業においては、必ずしもそうした実績がないケースも十分想定されることから、当該要件を撤廃することを要望する。

② 海外支店の現地法人化に伴う海外支店を対象とした組織再編に係る組織再編税制の見直しを行うこと。

銀行界では、国内において持株会社の設立や合併などの組織再編が進んでいるだけではなく、海外でも、現地における規制の見直しにより海外支店の現地法人化が求められる場合があり、組織再編の手法は多様化している。

具体的には、海外現地法人に、従前から存在していた海外支店の資産等を承継させ、現物出資を行ったタイミングで、本店が本支店勘定を債権として取得した場合、当該債権の取得が譲渡対価とみなされ、適格現物出資の「株式のみ交付要件」を満たせないケースがあることから、海外における円滑な組織再編を促進するため、実態としてグループ内の組織再編と認められる場合には、「株式のみ交付要件」に抵触しないよう見直しを行うことを要望する。

③ 株式交換等に含まれる、いわゆるスクイーズアウト時の税制適格要件を緩和すること。

平成29年度税制改正において、少数株主が存在する子会社を完全子会社化するいわゆるスクイーズアウトを含む株式交換等についても、「組織再編税制」に組み込まれ、税制適格要件を満たす必要が生じているが、持分100%未満の不振子会社を整理する場合、少数株主のエグジットかつ事業終了を前提とした合併やスクイーズアウトは、事業継続要件が充足されず税制非適格再編となり、含み損益への課税が発生する。例えば、少数株主が0.1%でも存在した場合、含み益課税が生じるため、事業構造改革促進に向け、税制適格要件の緩和を要望する。

④ 一般事業法人の海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損の計上を認めること。

一般事業法人が海外から撤退する場合、現地子会社の債権・債務を本邦本社から資金支援を受けて整理することがある。現地子会社が本邦本社の資金援助により増資した場合、本邦本社が保有する当該現地子会社の株式の評価損が、本邦本社において損金不算入となるおそれがあり、再編の阻害要因になる。

このため、海外からの撤退の場合、特例として、現地子会社の増資直後に、当該現地子会社の株式に係る評価損計上を認めることを要望する。

(13) グループ通算制度の見直し

- ① 通算法人間のデリバティブ取引に係るみなし決済損益額について、税務調整が不要であるとの取扱いを明確化すること。
- ② 投資簿価修正における資産調整勘定対応金額等の加算措置の対象等について、所要の見直しを行うこと。
- ③ その他、グループ通算制度について、実務負担の軽減に資する所要の見直しを行うこと。

グループ通算制度は、従来の連結納税制度を見直し、令和2年度税制改正において創設されたものであり、2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

本制度は、企業グループ内の損益通算を可能とする基本的な仕組みを維持しつつ、各通算法人を納税単位として、それぞれが法人税額の計算および申告・納付を行う方式を採用している。また、申告後に一部の通算法人について修正申告または更正の事由が生じた場合であっても、その影響を原則として他の通算法人の所得金額または法人税額の計算に波及させない仕組みが設けられている。

法人税法第61条の5では、法人が事業年度終了の時ににおいて未決済のデリバティブ取引を有する場合には、当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益または損失に相当する金額を、みなし決済損益額として益金または損金に算入することとしている。一方、法人税法施行令第120条第3項は、通算法人間で行われたデリバティブ取引について、同項各号に掲げる一定の取引に該当する場合を除き、当該デリバティブ取引に係るみなし決済損益額をないものとする旨を定めている。

そのうえで、複合金融商品に組み込まれたデリバティブ取引については、一方の通算法人が当該組込デリバティブを複合金融商品から区分し、法人税法第61条の5の規定を適用して、そのみなし決済損益額を益金または損金に算入する一方、取引の相手方である他の通算法人が当該複合金融商品を一体として処理しているため、対応する組込デリバティブを独立したデリバティブ取引として認識せず、みなし決済損益額を計上しない場合がある。こうしたケースにおいて、一方の通算法人が区分して認識した組込デリバティブについて、法人税法施行令第120条第3項が適用されるか否かが必ずしも明らかではない。

そのため、当該組込デリバティブが同項各号に掲げる取引に該当しない場合、相手方である他の通算法人が当該複合金融商品を一体として処理している場合であっても、同項本文を適用し、当該一方の通算法人におけるみなし決済損益額をないものとして取り扱うことを、法令等により明確化することを要望する。

また、グループ通算制度における投資簿価修正は、組織再編税制との整合性を図る観点から設けられているものの、通算グループから通算子法人が離脱する場合に、その株式を保有する通算法人において、当該株式の帳簿価額をその通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額に修正する投資簿価修正における「資産調整勘定対応金額等」の加算措置は、購入等により取得した株式を前提とした制度となっている。

このため、買収後に組織再編を行ったうえでグループ通算制度を開始する場合や、増資、株式交換その他の取引が介在する場合には、外部買収時に生じた買収プレミアムが経済的に維持されているにもかかわらず、当該買収プレミアムを投資簿価修正に反映できないことがある。したがって、円滑な組織再編を促し、多様な組織再編手法に対する中立性を確保する観点から、資産調整勘定対応金額等について、投資簿価修正に反映できるよう、加算措置の対象等について所要の見直しを行うべきである。

さらに、グループ通算制度は、損益通算の基本的な仕組みを維持しつつ、各法人による個別申告方式および修更正時の遮断措置を導入することにより、企業グループの申告・納付および修更正に係る事務負担の軽減を図る制度として設計されている。企業グループの納税実務に係る負担をさらに軽減し、法的安定性および予測可能性を確保する観点から、本件を含む実務上の取扱いについて、以下の見直しを行うことを要望する。

具体的には、利子や配当金の支払いに伴う所得税について、法人税額からの控除（所得税額控除）が認められているが、グループ通算制度を適用する法人間で有価証券等の資産（元本）が移転した場合には、元本の所有期間等を踏まえた所得税額の計算が必要とされている。この点、有価証券を多数保有する銀行等においては、当該通算法人間の売買実績の把握および集計作業等に当たって実務影響が特に大きいことから、グループ通算制度を適用する法人間での所有期間・保有株数に関する調整規定を廃止することを要望する。

加えて、グループ通算法人間で譲渡損益調整資産の譲渡があった場合に、譲渡法人が譲受法人に対して通知義務があるが、納税者の実務負担を軽減するため、「所得影響がない取引」については納税金額等への影響がないことを踏まえ、通知義務を廃止することを要望する。

(14) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- 受取配当等の益金不算入制度について、非支配目的株式等の益金不算入割合の引上げを行うこと。

わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の国際的な競争力を高める観点から、2015年度および2016年度の税制改正において法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

この中で、受取配当等の益金不算入制度については、平成27年度税制改正において、新たに「非支配目的株式等（株式等保有割合 5 %以下）」という区分が設けられ、同区分に該当する株式等の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられた。この割合は、米国等主要国における同様の制度と比較して、極めて低いものとなっており、二重課税の防止という本来の制度趣旨が徹底されているとはいえないものとなっている。

二重課税防止や国際的な競争力強化の観点から、非支配目的株式等の益金不算入割合について、引上げを行うことを要望する。

以 上

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 千代田区丸の内 1-3-1

電話 (03) 3216-3761 (代)